

電子決済等代行業者等との連携及び協働に係る方針

○銀行法改正に基づく方針の公表について

- 平成 29 年 5 月 26 日に成立した「銀行法等の一部を改正する法律」に伴い、電子決済等代行業者^(*)に関する法制が整備されました。
- 同法に基づき『電子決済等代行業者との連携及び協働に係る方針』について以下のとおり公表いたします。

(*) お客さまの委託を受けて、銀行に対し、預金者の支払・送金の指示や口座情報の取得等の業務を行う業者を指します。

○電子決済等代行業者との連携及び協働に係る方針

弊社、日本トラスティ・サービス信託銀行は、主に機関投資家を対象とした有価証券の保管・決済業務等を行う資産管理専門銀行であり、現在のところ電子決済等代行業者を介在させたサービス提供は予定しておりません。